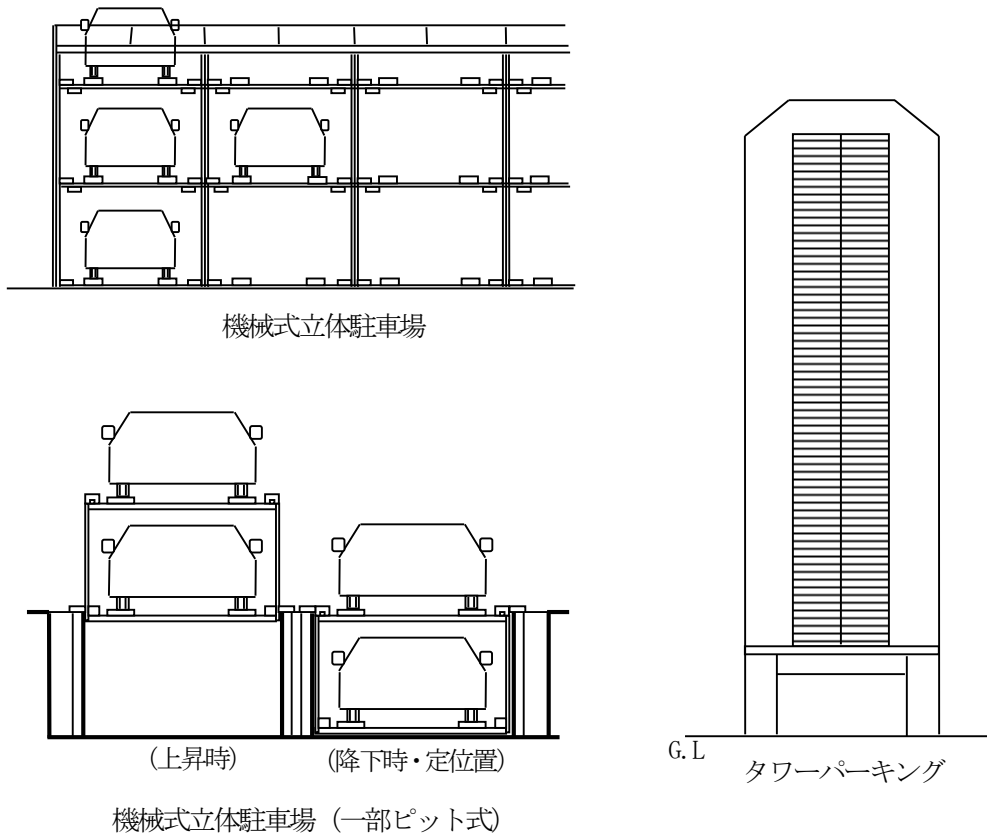


◎ 機械式駐車装置・自走式立体駐車場の取扱い

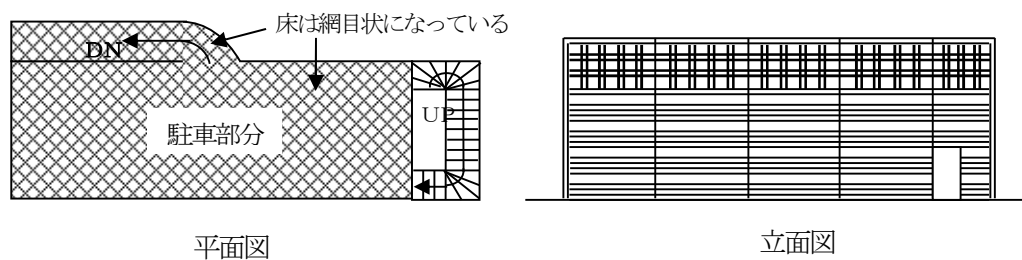
1 対象範囲

(1) 機械式駐車装置 (第11-1図参照)



第11-1図

(2) 1層2段・2層3段及び3層4段の自走式立体駐車場 (第11-2図参照)



第11-2図

2 車路等の面積の取扱い

第5「床面積・階の取扱い」の4(3)によること。

3 「機械式駐車装置で10台以上収容するもの」の取扱い

「機械式駐車装置で10台以上収容するもの」とは、次のものが該当するものであること。

(1) 単独の機械式駐車装置で10台以上収容するもの

- (2) 複数の機械式駐車装置がある場合で、その合計が10台以上収容するもの。
ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

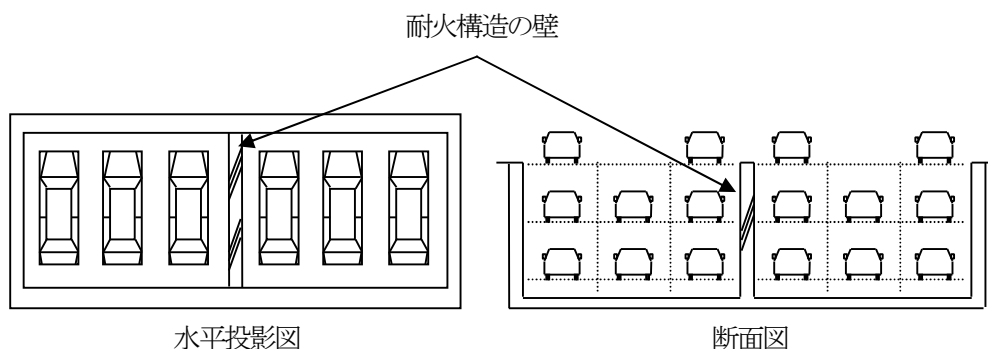
ア 屋外

(ア) 地上式

機械式駐車装置相互間が離れている場合

(イ) 地下ピット式

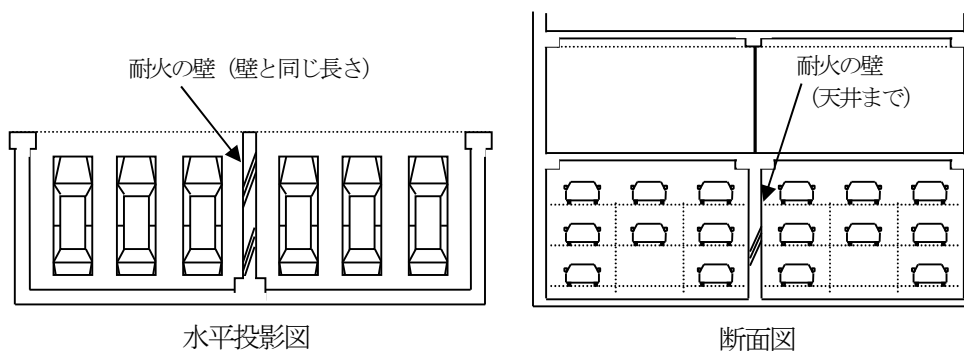
機械式駐車装置相互を耐火の壁で有効に区画した場合（第11-3図参照）



第11-3図

イ 屋内

機械式駐車装置から直接屋外へ出られるもので、当該装置相互間を耐火の壁で有効に区画した場合（第11-4図参照）



第11-4図

4 消防用設備等の設置指導

(1) 機械式駐車装置

ア 開放式の機械式駐車装置に移動式消火設備を設置する場合は、次によること。

(ア) 消火足場

2段ごとに柵等の転落防止措置を講じた消火足場を設け、移動式消火設備を有効に放射できるように設置すること。

(イ) 地下ピット式のノズル差込口（第11-5図参照）

a 地下1段用

(a) 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル差込口を2

個以上対角線になるように設置すること。

(b) ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。

b 地下2段用

地下1段目は地下1段用と同様とし、地下2段目は次によること。

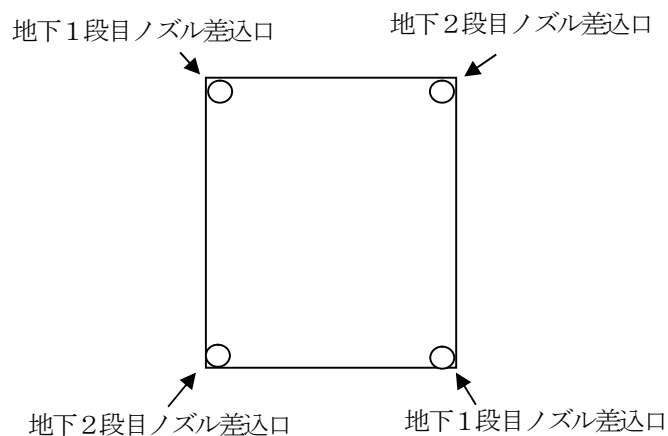
(a) 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル差込口を2個以上、地下1段用のノズル差込口と対角線になるように設置すること。

(b) 放出口は、噴射ヘット方式とすること。

(c) ノズル差込口と放出口の接続は、鋼管（SGP）とすること。

(d) ノズル差込口は、消火剤の漏れがない構造とすること。

(e) ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。



第11-5図

イ タワーパーキングの消火設備については、有人の場合は手動とし、無人の場所は手動又は自動とすることができる。

(2) 1層2段・2層3段及び3層4段の自走式自動車車庫

独立した自走式自動車車庫の取扱いについて（平成14年11月14日付け国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議）により取扱われる1層2段及び2層3段並びに国土交通大臣の認定を受けた3層4段の自動車車庫については、次によること。

ア 水噴霧消火設備等

令第13条第1項の規定により、当該部分に泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置が必要となる場合、自走式自動車車庫の階ごとに、次のア若しくはイ又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合は、移動式の消火設備とすることができる。

(ア) 壁の2面以上又は天井（上階の床を兼ねるものを含む。以下同じ。）及び外壁の2面以上が常時外気に直接開放（天井にあつては常時開放）されており、開口部（天井にあつてはエキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチング

メタル等の部分を含む。以下同じ。)の合計面積が、床面積の20%以上確保されていること。

(イ) 天井に常時開放された床面積の10%以上の開口部が確保され、かつ、外壁に2面以上の常時外気に直接開放された床面積の5%以上の開口部が確保されていること。

イ 自動火災報知設備

令第21条第1項第4の規定により、当該部分に自動火災報知設備の設置が必要となる場合、エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用している部分については、規則第23条第4項第1号ロの「外部の気流が流通する場所」に該当し、感知器の設置を免除することができる。

また、階ごとに次の(ア)若しくは(イ)又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、非常警報設備及び管理人等の常時人のいる場所又は入口等の利用者の目の触れやすい場所に火災通報装置又は電話を設置することを条件として、令第32条を適用し、自動火災報知設備の設置を免除することができる。

(ア) エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分について全面的に開放性が確保されていること。

(イ) 外壁面の2面以上が常時外気に直接開放された床面積の20%以上の開口部が確保され、かつ、天井に常時開放された床面積の20%以上の開口部が確保されていること。

ウ 連結送水管

1層2段及び2層3段の自走式立体駐車場については、条例第48条第1項第2号の規定にかかわらず同条例第49条を適用し設置を免除することができる。

(3) 多段式の自走式自動車車庫

平成18年3月17日付け消防予第110号「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」通知1(1)から(4)のすべてに適合する多段式の自走式自動車車庫については、次によること。

なお、1層2段・2層3段及び3層4段の自走式自動車車庫にあつては、当分の間、前(2)の基準によることができる。

ア 水噴霧消火設備等

令第13条第1項の規定により、当該部分に泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置が必要となる場合は、移動式の消火設備とすることができる。

イ 自動火災報知設備

有効開口部から5m未満の範囲の部分は、「外気の気流が流通する場所」として、感知器を設置しないことができる。